

路線バス事業者における外国人材確保業務委託募集要領

1 目的

路線バス事業者における外国人材確保事業を効果的に実施するため、委託事業者を募集する。

2 委託業務の内容等

委託期間内に、特定技能（自動車運送業）制度を活用し、国外から人材を募集し、県内路線バス事業者の運転士として計13名（A社：10名、B社：3名）を採用できるよう支援すること。また、路線バス運転士として運転可能な水準に達することができるよう支援すること。

詳細は別紙仕様書のとおり。

3 企画提案を求める項目

以下の項目を含めた提案内容を記載すること。

(1) 提案者に関すること等

ア 支援体制について

- ・ 事業責任者および支援に係る担当者の経歴と主たる事務所
- ・ (再委託を希望する場合)業務全体のうち、再委託を予定する範囲
- ・ (再委託を希望する場合)再委託先と概算額

イ 事業実績について（企画提案書類提出日時点）

下記の件数について、外国人材の国籍（複数ある場合は上位3か国）を記載すること。

- ・ 特定技能制度による求職者の累計紹介実績（採用内定を含む。）〈全分野〉
- ・ // 〈自動車運送業分野〉
- ・ // 〈バス運転士〉
- ・ 国外における日本語教育実績の有無(有の場合：直営/委託の別、実績人数)
- ・ 国外における運転技能教育実績の有無(有の場合：直営/委託の別、実績人数)

ウ 想定する業務スケジュール

(2) 現地養成に関すること。

ア 養成を行う国およびその選定理由

(募集時期・方法、事業者の採用に係る支援内容)

イ 採用内定の時期

ウ 日本語教育の時間数と算出根拠および教育の特徴

エ 特定技能評価試験対策の時間数および特徴

オ 外免切替対策または日本の運転免許取得対策の時間数および特徴

カ 大型二種免許取得対策の時間数および特徴

(3) 入国および入国後支援に関すること。

ア 住居確保に係る支援の内容

イ 銀行口座、携帯電話、ライフラインの契約等の補助内容

- ウ 生活オリエンテーションの方法と内容
- エ 外国人材からの相談対応体制および対応時間
- オ バス事業者からの相談対応体制および対応時間
- カ 外免切替または日本の運転免許取得対策の内容
 - ・対策講座等の内容および実施時間数
 - ・不合格時の補習体制の有無（有の場合はその内容）
- キ 日本語学習環境の整備等の内容
- ク 外国人材の定着に向けた内容

(4) 独自提案に関すること。

本委託業務の実施に当たり、業務仕様に記載のない独自提案事項がある場合は記載すること。

(5) 参考見積

業務を実施するために必要な経費について、委託予定額34,538,000円（消費税および地方消費税を含む）を上限として見積書を作成すること。見積はその根拠が把握できるように内訳を詳細に記載すること。

なお、見積金額は仕様書「3 委託料」の範囲内とし、各年度の上限額を超えないよう作成すること。

4 提案書類の審査

(1) 審査方法

企画提案書等の内容について、提案者によるプレゼンテーションを実施し、提出書類およびプレゼンテーションの内容を基に、6(2)審査基準により選定委員会において公正な審査を行う。

(2) 審査基準

審査は、次表に示す審査項目により行う。

【審査項目】

	審査項目	審査基準
1	実施・運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容や課題等を十分に理解し、企画提案がなされているか。 ・本委託業務の遂行に必要な体制が構築されているか。 ・本委託業務の実施スケジュールが、妥当かつ具体的であるか。
2	事業内容等 (日本語教育)	<ul style="list-style-type: none"> ・国外における日本語教育について、十分な実績があるか。 ・日本語能力試験（N3）取得に向けて、適切な教育体制が構築されているか。 ・教育時間数は具体的な根拠を基に算出されているか。
3	事業内容等 (運転技術教育等)	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外における運転技能教育について、十分な事業実績があるか。 ・特定技能評価試験合格に向けて、十分な教育体制・時間数が確保されているか。 ・外免切替または日本の運転免許取得に向けて、十分な教育体制・時間数が確保されているか。 ・大型二種免許の取得に向けて、十分な教育体制・時間数が確保されているか。

4	事業内容等 (サポート体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・在留資格申請や日本への入国等に係る必要な手続について、内容・実施方法が適切であるか。 ・特定技能生の受入れに当たり、事業者へのサポート体制が具体的に提案されているか。 ・特定活動および特定技能期間における外国人材および事業者へのサポート体制について、具体的に提案されているか。
5	事業内容等 (採用・定着等)	<ul style="list-style-type: none"> ・送出国の選定理由が適切であるか。 ・募集方法、事業者の採用に向けたサポート体制について具体的に提案されているか。 ・外国人材の定着に向けた工夫が認められるか。
6	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本委託業務の成果をより効果的なものにする工夫が認められるか。 ・本委託業務の実施に係る経費が適正な金額となっているか。

(3) 委託先候補者の選定

選定委員会において審査項目に基づき審査を行い、最も高い合計値の者を委託先候補者として選定する。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、採否に関わらず、提案者全員に通知する。

なお、審査内容に関する問合せおよび審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

5 契約手続

審査の結果、委託先候補者を決定したときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の手続を行う。

(1) 委託先候補者との協議

本企画競争に係る役務の調達に関する詳細について協議を行う。なお、協議によっては、採用した提案内容について、企画競争の実質を損なわない範囲において、提案内容を変更することがある。

(2) 見積書の提出

上記（1）の協議成立後、所定の随意契約手続を経た上で委託先候補者に対し、当該役務の調達に係る正式な見積書の提出を依頼する。

(3) 契約の締結

上記（2）に基づき提出された見積書の内容を精査の上、契約を締結する。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額（免除規定を適用する場合あり）